

（消音器）

第284条 一般原動機付自転車騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下のもの又は三輪以上のものに限る。）は別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
- 二 次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）、排気管を有しない一般原動機付自転車及び排気管を有する一般原動機付自転車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

一般原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ 第一種一般原動機付自転車	84
ロ 第二種原動機付自転車	90

- 三 消音器について改造又は交換を行っていない二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。） 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第1項第3号又は第268条第1項第3号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える一般原動機付自転車にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。
- 四 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 施行規則第62条の3第1項の規定に基づきその型式について認定を受けた一般原動機付自転車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器
 - ロ 協定規則第41号に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

- 2 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
 - 二 消音器本体が切断されていないこと。
 - 三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - 四 消音器に破損又は腐食がないこと。
 - 五 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。
 - 六 消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること。
- 3 一般原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる一般原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。
 - 一 一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下のもの又は三輪以上のものに限る。以下この号において同じ。） 次のいずれかに該当する消音器
 - イ 次のいずれかの表示がある消音器
 - （1） 型式認定一般原動機付自転車の製作者が、当該型式認定一般原動機付自転車に備える消音器に行う表示
 - （2） 別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示
 - （3） 協定規則第9号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する一般原動機付自転車に備える消音器に表示される特別な表示
 - （4） 協定規則第92号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示
 - ロ 次のいずれかに該当する一般原動機付自転車が現に備えている消音器
 - （1） 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が79dB以下であることが運行の際に明らかである一般原動機付自転車
 - （2） 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである一般原動機付自転車
 - 二 一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。） 次のいずれかに該当する消音器
 - イ 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの

- (1) 細目告示第252条第1項第3号の基準に適合する型式認定一般原動機付自転車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器
- (2) 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器

ロ 次のいずれかに該当する一般原動機付自転車が現に備えている消音器

- (1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の規則6. 1. 及び6. 2. に適合することが運行の際に明らかである一般原動機付自転車
- (2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである一般原動機付自転車